

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
上士別地区事業推進調整等委託業	支出負担行為担当官 旭川開発建設部長 鎌田照章 北海道旭川市宮前通東4155番31	平成24年7月2日	士別市 北海道士別市東4条5丁目13番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	4,375,000	4,375,000	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、区画整理工事に際し調整が必要とされるライフライン(排水路・市道・水道)施設等の地域情報、特定の個人情報、地区内農地の権利関係に関する調査を中心に行う必要があり、これらの情報を保有し、地域の関係農家に精通している唯一の公的機関であることから、	①イ(ニ)	
沙流川総合開発事業の内道道宿志別振内停車場線付替工事用地内埋蔵文化財発掘調査委託業務	支出負担行為担当官 室蘭開発建設部長 戀塚貴 北海道室蘭市入江町1番地14	平成24年7月2日	平取町 北海道沙流郡平取町本町28	会計法第29条の3第4項	20,502,710	20,502,710	100.0%	—	文化財保護法に基づく北海道教育委員会との協議により平取町が発掘調査を行うこととなったため	①イ(ニ)	
浄化槽法定検査手数料(第11条検査)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局岩手河川国道事務所長 高橋公浩 岩手県盛岡市上田4-2-2	平成24年7月3日	岩手県浄化槽検査センター 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-5-8	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	12,000	—	—	浄化槽法第11条に基づき行われる定期検査の手数料であり、岩手県知事が指定している検査機関であるため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年7月3日	一般財団法人 日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	21,798,000	20,790,000	95.4%	2	当該機関は、本データベースに関し、共有著作権者として著作権を有するとともに著作権、著作者人格権を行使することを意思表示しており、またデータベース更新において代替性のない特定の知識を有していることから、本業務を遂行できる唯一の機関	①二(へ)	
平成24年度官庁業務合同説明会施設使用料等	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年7月9日	財団法人仙台市産業振興事業団 仙台市青葉区中央一丁目3番1号	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	9,260	—	—	国家公務員採用試験の合格者に対して実施される各機関合同の説明会のための施設使用料であり、場所が限定されるため。	①口	
平成24年度官庁業務合同説明会会場設営及び撤去料	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年7月9日	株式会社東北共立 仙台市太白区八本松2丁目10番11号	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	9,260	—	—	国家公務員採用試験の合格者に対して実施される各機関合同の説明会のための会場設営及び撤去料であり、契約の相手方が限定されるため。	①口	
会場借り上げ	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年7月9日	ハーネル仙台 仙台市青葉区本町2-12-7	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	86,100	—	—	契約の相手方が会議開催日に参加人員を収容できる場所を提供できる唯一の相手方であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため。	①口	
岩沼国道維持出張所仮設庁舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 長 桜田昌之 仙台市太白区郡山五丁目6番6号	平成24年7月10日	コマツハウス株式会社 東北支社 宮城県仙台市宮城野区蒲生字蓬田前48-2	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	1,220,269	1,218,000	99.8%	—	庁舎用地の借入契約については、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所で行なうことが不可能であり、競争を許さないため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資輸送訓練業務 緊急物資海上輸送訓練の実施	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 吉永清人 横浜市中区北仲通5-57	平成24年7月10日	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	会計法第29条の3第4項	1,307,086	1,260,000	96.4%	—	災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結した「災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき、当該者に災害時の対応及び防災訓練の実施を義務づけているため。	①イ(イ)	
志布志港新若浜地区野積場6, 249㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 花田孝美 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	平成24年7月10日	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,734,100	1,734,100	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	
建設物価情報提供業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局岩手河川国道事務所長 高橋公浩 岩手県盛岡市上田4-2-2	平成24年7月11日	一般財団法人建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	33,600	—	—	他に当該情報を提供できる業者がないため。	①ニ(へ)	
会場借り上げ	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年7月11日	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 仙台市青葉区大町2-12-1	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	38,350	—	—	契約の相手方が会議開催日に参加人員を収容できる場所を提供できる唯一の相手方であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため。	①ロ	
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資輸送訓練業務(その2) 緊急物資海上輸送(積込み・陸揚げ)訓練の実施	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 吉永清人 横浜市中区北仲通5-57	平成24年7月11日	川崎港運協会 川崎市川崎区東扇島38-1	会計法第29条の3第4項	582,842	564,900	96.9%	—	災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結した「災害時における荷役・運送等に関する協定」に基づき、当該者に災害時の対応及び防災訓練の実施を義務づけているため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
地籍調査着手推進事業	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月12日	静岡県知事 静岡市葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項	7,000,000	7,000,000	100.0%	—	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、特に国土調査法第6条の3(地籍調査に関する都道府県計画等)及び第6条の4(事業計画の実施等)において、都道府県は管内市町村の地籍調査の実施について積極的に関わることとなっている。経費についても、第9条の2(経費の負担)において市町村の地籍調査に要する経費の4分の3を負担することになっている。このように国土調査法では国が直接市町村に対しておこなう事務はなく、計画・経費等すべて都道府県知事が行うこととなっている。このようなことから未着手休止中を着手に導くための着手推進事業は都道府	①イ(イ)	
作業ヤード賃貸借(その13)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 西村拓 高知県高知市種崎874	平成24年7月12日	高知県幡多土木事務所長 高知県四万十市古津賀4-61	会計法第29条の3第4項	851,860	851,860	100.0%	—	宿毛湾港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①ロ	
由仁外1地区区画整理事業推進調整等委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年7月12日	由仁土地改良区 北海道夕張郡由仁町本町151番地	会計法第29条の3第4項	4,964,754	4,964,754	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、必要な個人情報等を保有し、水利施設等の状況に精通している当該土地改良区に委託することが妥当であると判断したため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
デジタル道路地図更新業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 稗田昭人 北海道札幌市北区北8条西2丁目	平成24年7月12日	一般財団法人 日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 ヒューリック平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項	16,537,500	15,330,000	92.7%	—	本業務の遂行にあたっては、最新のデータベースとの整合性、統一性を図るため、デジタル道路地図データベース仕様に基づき、デジタル道路地図データベースの更新が必要である。 一般財団法人日本デジタル道路地図協会は、上記のデジタル道路地図データベース仕様の著作権を有しており、著作人格権及び著作権の行使について意思表示していることから、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の法人である。よって、当該法人を	①ニ(ヘ)	
微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等(特別管理産業廃棄物)処理	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 添田慎二 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成24年7月13日	光和精鉱株式会社 福岡県北九州市戸畑区飛幡町2-2	会計法第29条の3第4項	1,210,650	1,210,650	100.0%	—	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の定めによる処理施設として認定され、当該契約内容を履行できる唯一の事業者であるため。	①イ(イ)	
会場借り上げ	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年7月17日	宮城自治労会館 仙台市青葉区二日町7番23号	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	19,600	—	—	契約の相手方が会議開催日に参加人員を収容できる場所を提供できる唯一の相手方であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
排水ポンプ車照明車運搬作業	分任支出負担行為担当 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 池田憲二 山口県防府市国衙1-10-20	平成24年7月17日	藤本工業株式会社 山口県防府市佐波1-9-19	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,138,850	2,131,500	99.7%	—	「平成24年7月九州北部豪雨」に際し、九州地方整備局より災害支援要請があり、災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として「災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結しており、かつ早急な対応ができ、車両の機械装置を熟知、運用に長けている唯一の業者である	①イ(イ)	
由仁地区地域住民の参加による農地再編整備推進委託業務	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年7月17日	由仁町 北海道夕張郡由仁町新光200番地	会計法第29条の3第4項	2,427,738	2,427,738	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、当該地区における国営農地再編整備によって地域住民等が間接的に裨益する効用を踏まえ、将来にわたり当該地域住民等にも主体的に整備後の施設の維持管理に参加してもらうため、受益農家や多くの地域住民等の意向集約について包括的調整を行うことが必要であり、事業対象域内の農家や地域住民等の実情を詳細かつ正確に把握し、調整能力を有する唯一の公的機関である由仁町に委託す	①イ(ニ)	
由仁地区営農形態・農産物販売状況調査委託業務	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年7月17日	そらち南農業協同組合 北海道夕張郡栗山町中央3丁目104番地	会計法第29条の3第4項	2,503,078	2,503,078	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、必要な個人情報等を保有し、当該地域の営農形態等を詳細かつ正確に把握している当該農業協同組合に委託することが妥当であると判断したため。	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
広島港出島地区への土砂投入の管理等に係る費用負担	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 安田実 広島市中区東白島町14-15	平成24年7月18日	広島県知事 広島県広島市中区基町10-52	会計法第29条の3第4項	9,660,000	9,660,000	100.0%	—	広島県との取決めにより、契約の相手が一に定められているため	①イ(ニ)	
官報公告等掲載契約	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局青森河川国道事務所 盛谷明弘 青森県青森市中央三丁目20番38号	平成24年7月20日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目2番4号	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	165,375	—	—	官報の編集、印刷及び普及事務については、内閣府より独立行政法人国立印刷局に委託されており、当該業務を行うことができる唯一の事業者であり競争を許さないため	①ハ	単価契約
円山川激甚災害特別緊急事業に伴う埋蔵文化財発掘調査出土品整理事業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年7月20日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	2,992,743	—	—	兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のこのことから、上記相手方と委託契約を	①イ(ニ)	
一般国道483号北近畿豊岡自動車道和田山八鹿道路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査出土品整理事業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年7月20日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	14,498,145	—	—	兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のこのことから、上記相手方と委託契約を	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
志布志港新若浜地区野積場5, 225㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 花田孝美 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	平成24年7月20日	鹿児島県鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,449,940	1,449,940	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	
妹背牛地区用排水路整備推進調整等委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年7月20日	深川土地改良区 北海道深川市西町10番36号	会計法第29条の3第4項	5,073,350	5,073,350	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、必要な個人情報等を保有し、用排水施設の利用状況等に精通している当該土地改良区に委託することが妥当であると判断したため。	①イ(ニ)	
妹背牛地区農地集積・地域農業構造等調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年7月20日	妹背牛町 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	会計法第29条の3第4項	2,410,010	2,410,010	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、特定の個人情報、地区内農地の権利関係に関する調査を中心に行う必要があり、これらの情報を保有し、地域の関係農家に精通している唯一の公的機関であることから、妹背牛町に委託するもので	①イ(ニ)	
分担PCB廃棄物処理(鹿児島合庁)	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 新城達郎 鹿児島市東郡元町4-1	平成24年7月20日	日本環境安全事業株式会社 北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号	9,849,000	9,849,000	100.0%	—	環境省の、ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画により、同社で処理することが策定されている。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
一般国道2号相生有年道路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査出土品整理事業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木洋忠 兵庫県姫路市北条1-250	平成24年7月23日	兵庫県教育長神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,995,030	—	—	兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のこのことから、上記相手方と委託契約を	①イ(ニ)	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託業務 川内川河川事務所 2012/07/23~ 2013/03/31 役務	分任支出負担行為担当官 川内川河川事務所長 久保朝雄 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号	平成24年7月23日	日本環境安全事業(株)北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	8,673,000	8,673,000	100.0%	—	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号)第7条に基づき定められた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物基本計画」において、鹿児島県区域内唯一のPCB廃棄物処理施設として、当契約相手方が指定され	①イ(ニ)	
道路管理システム改良業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年7月24日	株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	23,940,000	23,940,000	100.0%	—	当該業者は、本システムの開発者である。本業務を行うにあたり、著作者人格権を行使することを意思表示しており、また本システム改良において代替性のない特定の知識を有していることから、本業務を遂行できる唯一の業者で	①ニ(ハ)	
ブルームバーグによる情報提供業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月26日	ブルームバーグL.P. 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計法第29条の3第4項	2,044,875	2,044,875	100.0%	—	当該サービスを運用提供している唯一の業者であるため	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
会場借り上げ(管内業務発表会)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年7月27日	アパホテル株式会社 仙台市青葉区二日町4-10	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	162,100	—	—	契約の相手方が会議開催日に参加人員を収容できる場所を提供できる唯一の相手方であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため。	①口	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	北海道知事 北海道札幌市中央区北三条西6丁目	会計法第29条の3第4項	771,000	771,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	青森県知事 青森県青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	112,000	112,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	岩手県知事 岩手県盛岡市内丸10-1	会計法第29条の3第4項	229,000	229,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	宮城県知事 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	会計法第29条の3第4項	450,000	450,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-1-1	会計法第29条の3第4項	172,000	172,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	山形県知事 山形県山形市松波二丁目8番1号	会計法第29条の3第4項	149,000	149,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	福島県知事 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	362,000	362,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	茨城県知事 茨城県水戸市笠原町978-6	会計法第29条の3第4項	540,000	540,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	栃木県知事 栃木県宇都宮市塙田1-1-20	会計法第29条の3第4項	364,000	364,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	群馬県知事 群馬県前橋市大手町1-1-1	会計法第29条の3第4項	350,000	350,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会計法第29条の3第4項	1,109,000	1,109,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	1,608,000	1,608,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	3,765,000	3,765,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	神奈川県知事 神奈川県横浜市中区日本大通1	会計法第29条の3第4項	2,108,000	2,108,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	新潟県知事 新潟県新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	387,000	387,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	富山県知事 富山県富山市新総曲輪1-7	会計法第29条の3第4項	179,000	179,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	石川県知事 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	211,000	211,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	福井県知事 福井県福井市 大手3丁目17番1号	会計法第29条の3第4項	104,000	104,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	山梨県知事 山梨県甲府市 丸の内1-6-1	会計法第29条の3第4項	118,000	118,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	長野県知事 長野県長野市 大字南長野字幅下692-2	会計法第29条の3第4項	118,000	118,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	岐阜県知事 岐阜県岐阜市 藪田南2-1-1	会計法第29条の3第4項	369,000	369,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	静岡県知事 静岡県静岡市 葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項	695,000	695,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	愛知県知事 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2	会計法第29条の3第4項	1,556,000	1,556,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	三重県知事 三重県津市広明町13番地	会計法第29条の3第4項	330,000	330,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	滋賀県知事 滋賀県大津市京町4-1-1	会計法第29条の3第4項	335,000	335,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	京都府知事 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	会計法第29条の3第4項	927,000	927,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	大阪府知事 大阪府大阪市中央区大手前2丁目	会計法第29条の3第4項	1,528,000	1,528,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	兵庫県知事 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	1,138,000	1,138,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	奈良県知事 奈良県奈良市登大路町30番地	会計法第29条の3第4項	226,000	226,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	和歌山県知事 和歌山県和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	168,000	168,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	鳥取県知事 鳥取県鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項	64,000	64,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	島根県知事 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	154,000	154,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	岡山県知事 岡山県岡山市北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項	363,000	363,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	広島県知事 広島県広島市中区基町10-52	会計法第29条の3第4項	356,000	356,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	山口県知事 山口県山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項	256,000	256,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	徳島県知事 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	95,000	95,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	香川県知事 香川県高松市番町4-1-10	会計法第29条の3第4項	51,000	51,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	愛媛県知事 愛媛県松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	236,000	236,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1-2-20	会計法第29条の3第4項	140,000	140,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	福岡県知事 福岡県福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項	780,000	780,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	佐賀県知事 佐賀県佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項	171,000	171,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	長崎県知事 長崎県長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	212,000	212,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	熊本県知事 熊本県熊本市水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項	257,000	257,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	大分県知事 大分県大分市大手町3-1-1	会計法第29条の3第4項	230,000	230,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	宮崎県知事 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	227,000	227,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	鹿児島県知事 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	267,000	267,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	
平成24年度建築物実態調査	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年7月31日	沖縄県知事 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	会計法第29条の3第4項	316,000	316,000	100.0%	—	本調査は、建築物(着工)及び除却建築物の届出の実態を明らかにし、もって住宅等行政の基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、実施をする過程において国勢調査世帯名簿の閲覧が必要となるが、世帯名簿を直接閲覧できる者が国又は地方公共団体の職員に限られているため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地11,700㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 梅崎康浩 大分県別府市石垣東10-3-15	平成24年7月31日	大分県 大分県大分市 大手町3-1-1	会計法第29条の3第4項	6,840,920	6,840,920	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
分担PCB廃棄物処理(三角合庁)	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 新城達郎 鹿児島市東郡元町4-1	平成24年7月31日	日本環境安全事業株式会社 北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号	16,611,000	16,611,000	100.0%	—	環境省の、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画により、同社で処理することが策定されている。	①イ(イ)	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 石川県金沢市大野町4-2-1	平成24年8月1日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市 鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	872,990	872,990	100.0%	—	本契約は、金沢港港湾整備事業継続に伴い工事実施における作業用の土地の借上げを行うものである。 工事の実施に際しては、作業船による積出し箇所付近に近接している必要があるが、金沢港近辺で必要面積を満たす利用可能な土地の所有者は、石川県だけであり、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
一般国道9号池田橋盛土化事業(平野地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査出土品整理事業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年8月3日	兵庫県教育長 神戸市中央区 下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	25,943,082	—	—	兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
新旅費システム改良業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年8月3日	シンクアプローチ株式会社 東京都港区芝3-22-7	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,348,200	1,344,000	99.7%	—	本システムは、開発業者独自の開発思想と社内技術によって開発されており、既存のプログラムの改変について開発者の同意を得る必要がある。また、改良を行うためには、本システムに関する技術的知見、豊富な経験が求められるとともに、システムの内容を詳細に熟知している必要がある。当該業者は、本システムの著作権人格権を行使することを意思表示しており、また、本システムの開発を行っており、本システム改良において代替性のない特定の知識を有していることから、本業務を円滑かつ確実に	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料金集中払システム改良業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年8月3日	株式会社エヌエスイー 東京都品川区東五反田1-11-15	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,997,100	1,995,000	99.9%	—	本システムは、開発業者独自の開発思想と社内技術によって開発されており、既存のプログラムの改変について開発者の同意を得る必要がある。また、改良を行うためには、本システムに関する技術的知見、豊富な経験が求められるとともに、システムの内容を詳細に熟知している必要がある。当該業者は、本システムの著作権人格権を行使することを意思表示しており、また、本システムの開発を行っており、本システム改良において代替性のない特定の知識を有していることから、本業務を円滑かつ確実に	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
地籍調査着手推進事業	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関 2-1-3	平成24年8月6日	千葉県知事 千葉市中央区 市場町1-1	会計法第29条の3第4項	300,000	300,000	100.0%	—	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、特に国土調査法第6条の3(地籍調査に関する都道府県計画等)及び第6条の4(事業計画の実施等)において、都道府県は管内市町村の地籍調査の実施について積極的に関わることとなっている。経費についても、第9条の2(経費の負担)において市町村の地籍調査に要する経費の4分の3を負担することになっている。このように国土調査法では国が直接市町村に対しておこなう事務はなく、計画・経費等すべて都道府県知事が行うこととなっている。このようなことから未着手休止中を着手に導くための着手推進事業は都道府	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
地籍調査着手推進事業	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月6日	新潟県知事 新潟市中央区 新光町4-1	会計法第29条の3第4項	200,000	200,000	100.0%	—	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、特に国土調査法第6条の3(地籍調査に関する都道府県計画等)及び第6条の4(事業計画の実施等)において、都道府県は管内市町村の地籍調査の実施について積極的に関わることとなっている。経費についても、第9条の2(経費の負担)において市町村の地籍調査に要する経費の4分の3を負担することになっている。このように国土調査法では国が直接市町村に対しておこなう事務はなく、計画・経費等すべて都道府県知事が行うこととなっている。このようなことから未着手休止中を着手に導くための着手推進事業は都道府	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
地籍調査着手推進事業	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月6日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	2,400,000	2,400,000	100.0%	—	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、特に国土調査法第6条の3(地籍調査に関する都道府県計画等)及び第6条の4(事業計画の実施等)において、都道府県は管内市町村の地籍調査の実施について積極的に関わることとなっている。経費についても、第9条の2(経費の負担)において市町村の地籍調査に要する経費の4分の3を負担することになっている。このように国土調査法では国が直接市町村に対しておこなう事務はなく、計画・経費等すべて都道府県知事が行うこととなっている。このようなことから未着手休止中を着手に導くための着手推進事業は都道府	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
地籍調査着手推進事業	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月6日	滋賀県知事 大津市京町4-1-1	会計法第29条の3第4項	8,000,000	8,000,000	100.0%	—	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、特に国土調査法第6条の3(地籍調査に関する都道府県計画等)及び第6条の4(事業計画の実施等)において、都道府県は管内市町村の地籍調査の実施について積極的に関わることとなっている。経費についても、第9条の2(経費の負担)において市町村の地籍調査に要する経費の4分の3を負担することになっている。このように国土調査法では国が直接市町村に対しておこなう事務はなく、計画・経費等すべて都道府県知事が行うこととなっている。このようなことから未着手休止中を着手に導くための着手推進事業は都道府	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
地籍調査着手推進事業	支出負担行為担当 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月6日	福岡県知事 福岡市博多区 東公園7-7	会計法第29条の3第4項	6,716,000	6,716,000	100.0%	—	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、特に国土調査法第6条の3(地籍調査に関する都道府県計画等)及び第6条の4(事業計画の実施等)において、都道府県は管内市町村の地籍調査の実施について積極的に関わることとなっている。経費についても、第9条の2(経費の負担)において市町村の地籍調査に要する経費の4分の3を負担することになっている。このように国土調査法では国が直接市町村に対しておこなう事務はなく、計画・経費等すべて都道府県知事が行うこととなっている。このようなことから未着手休止中を着手に導くための着手推進事業は都道府	①イ(イ)	
自動車損害賠償保障事務提要(追録)	支出負担行為担当 国土交通省自動車局長 中田徹 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月6日	(株)ぎょうせい 東京都江東区 新木場1-18-11	会計法第29条の3第4項	119,000	119,000	100.0%	—	当該業者が出版元であり、販売している唯一の者であるため。	①二(二)	
八幡平山系クラカケ沢地区砂防堰堤工事調整業務	分任支出負担行為担当 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 高橋公浩 岩手県盛岡市上田4-2-2	平成24年8月6日	基礎地盤コンサルタンツ株式会社盛岡事務所 岩手県盛岡市本宮1-5-23	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	126,000	—	—	過年度において、工事施工箇所の詳細設計を実施しており、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知している唯一の業者であるため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
東京国際空港庁舎耐震改修工事設計関連業務	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年8月6日	(株)荒井設計 栃木県宇都宮市明保野町2-10	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	2,003,857	2,000,000	99.8%	—	本業務は、設計者が設計意図を工事請負者等に正確に伝える業務であり、当該施設の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る実施設計を行った左記業者のみが当該情報(設計意図)を提供することが可能	①ニ(ヘ)	
営繕積算システムRIBC用一次単価データ・市場単価データ購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年8月7日	一般財団法人建設物価調査会東北支部 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	441,000	—	—	国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」により取り決めたもの	①イ(ニ)	
営繕積算システム(RIBC)用単価データ購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年8月7日	一般財団法人経済調査会東北支部 仙台市青葉区上杉一丁目5番15号	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	487,200	—	—	国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」により取り決めたもの	①イ(ニ)	
東京国際空港工作物(困障等)購入	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年8月8日	清水建設(株) 東京都中央区京橋2-16-1	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	35,263,200	34,650,000	98.3%	—	東京国際空港において、全日本空輸(株)の航空機格納庫の撤去工事に伴い、空港保安対策上必要となる立入禁止柵を同事業者から購入することから、設置場所が限定され、供給者が一に特定される財産	①ロ	
業務技術審査システム改良業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年8月9日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	3,045,000	3,045,000	100.0%	—	当該業者がシステムの著作権人格権を有しており、唯一の相手方であるため。	①ニ(ヘ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
志布志港新若浜地区野積場3, 900㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 花田孝美 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	平成24年8月9日	鹿児島県鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	865,800	865,800	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
志布志港外港地区野積場4, 080㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 花田孝美 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	平成24年8月9日	鹿児島県鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	2,118,500	2,118,500	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①口	
判例交通事故損害賠償法他(追録)	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 中田徹 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月10日	新日本法規出版(株) 愛知県名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項	68,050	68,050	100.0%	—	当該業者が出版元であり、販売している唯一の者であるため。	①二(二)	
浄化槽法定検査料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局岩手河川国道事務所長 高橋公浩 岩手県盛岡市上田4-2-2	平成24年8月10日	岩手県浄化槽検査センター 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-5-8	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	15,000	—	—	浄化槽法第11条に基づき行われる定期検査の手数料であり、岩手県知事が指定している検査機関であるため。	①イ(イ)	
PH指示計検定作業	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局福島河川国道事務所長 安部勝也 福島市黒岩字榎平36番地	平成24年8月10日	一般財団法人日本品質保証機構 東京都世田谷区砧1-21-25	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	19,000	—	—	PH濃度検出器の検定については、計量法第16条第1項第二号イにより経済産業大臣が指定した機関で行うこととされているため	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
南長沼地区営農状況等調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年8月10日	ながめま農業協同組合 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目5番19号	会計法第29条の3第4項	1,039,630	1,039,630	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、個人情報を含む営農収支報告書を用いて営農形態状況調査及び農地数隻状況調査を行う必要があり、これらの情報を保有し、当該地域の営農形態及び農地集積状況を詳細かつ正確に把握する当該農業協同組合に委託することが妥当であると判	①イ(ニ)	
南長沼地区地域農業構造等調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年8月10日	長沼町 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,501,867	1,501,867	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、事業による効果の状況をモニタリングするため、現在の「農産物直売所を主体とした地産地消活動の状況調査」、「農家民宿等の都市と農村の交流実態調査」を行う必要があり、これらの情報を保有する唯一の公的機関である長沼町に委託するも	①イ(ニ)	
富良野盆地地区事業推進調整等委託業務	支出負担行為担当官 旭川開発建設部長 鎌田照章 北海道旭川市宮前通東4155番31	平成24年8月10日	中富良野町 北海道空知郡中富良野町本町9番1号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	17,773,000	17,773,000	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、特定の個人情報、地区内農地の権利関係に関する調査を中心に行う必要があり、これらの情報を保有し、地域の関係農家に精通している唯一の公的機関であることから、中富良野町に委託するもの	①イ(ニ)	
デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年8月15日	一般財団法人 日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1丁目3番13号	会計法第29条の3第4項、政府調達に関する協定第15条1(b)及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項	20,790,000	19,845,000	95.5%	—	本システムは「全国デジタル道路地図データベース標準」を基に作成されており、同財団が本標準の著作権者人格権を有しているため。	①ニ(ハ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
四日市港臨港道路霞4号幹線5-2工区工事用作業場用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 四日市港湾事務所長 長瀬和則 四日市新正三丁目7番27号	平成24年8月17日	中部電力(株) 火力センター 愛知県名古屋 市港区大江町 3番地	会計法第29条の3第4項	2,388,628	2,388,628	100.0%	—	作業場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①□	
四日市港臨港道路霞4号幹線6工区工事用作業場用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 四日市港湾事務所長 長瀬和則 四日市新正三丁目7番27号	平成24年8月17日	中部電力(株) 火力センター 愛知県名古屋 市港区大江町 3番地	会計法第29条の3第4項	1,133,200	1,133,200	100.0%	—	作業場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①□	
臨港道路霞4号幹線工事に所用の土地買収に伴う土地代金	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 四日市港湾事務所長 長瀬和則 四日市新正三丁目7番27号	平成24年8月17日	川越町 三重県三重郡 川越町大字豊 田一色280	会計法第29条の3第4項	16,071,600	16,071,600	100.0%	—	臨港道路の橋脚部分の底地を購入するものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所では行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	①□	
浄化槽法定検査(二戸国道維持出張所外2ヶ所)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 岩手河川国道事務所長 高橋公浩 岩手県盛岡市上田4-2-2	平成24年8月20日	岩手県浄化槽 検査センター 岩手県紫波郡 矢巾町流通セ ンター南3-5-8	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	15,000	—	—	浄化槽法第11条に基づき行われる定期検査の手数料であり、岩手県知事が指定している検査機関であるため。	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
アオコ対策装置の開発に関する研究一式	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 秋山良壮 広島県広島市安芸区船越南2-8-1	平成24年8月20日	国立大学法人 岡山大学 岡山県岡山市 北区津島中1-1-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	1,200,000	—	—	本研究は、直轄管理ダムにおいて近年夏季に発生して問題となっているアオコについて、平成23年度までに確立した水面での紫外線を照射しアオコを駆除する技術の効率化を目指し、水中で紫外線を照射する場合の効果を検証するものである。この水面で紫外線を照射する技術は、平成23年度までの包括協定において岡山大学大学院自然科学研究科で開発されたものあり、この検証に必要な技術を保有する唯一の研究機関であり、本研究を進めることが可能	①二(へ)	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長 岸弘之 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成24年8月21日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市 江南区茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	1,843,783	1,843,783	100.0%	—	本契約は、当所にて施工している新潟港(東港地区)西防波堤改良工事に使用するブロックの製作・仮置用地を借上するものである。当該工事箇所隣接する土地の土地所有者は新潟冷蔵(株)であり、他に適切な場所も無く、本契約を履行できる唯一の者である。	①口	
作業ヤード賃貸借(その14)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 西村拓 高知県高知市種崎874	平成24年8月21日	住友大阪セメント株式会社 四国支店 香川県高松市丸の内4-4	会計法第29条の3第4項	6,040,000	5,841,342	96.7%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他に無く、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	①口	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
港湾施設用地使用料(その3)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 秋田港湾事務所長 鈴木昭宏 秋田県秋田市土崎港西1-1-49	平成24年8月22日	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,232,000	1,232,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
一般国道188号丸子跨線橋補修工事の施工に係る委託契約	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 池田憲二 山口県防府市国衛1-10-20	平成24年8月23日	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社 広島県広島市東区二葉の里3-8-21	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	36,822,000	36,822,000	100.0%	—	鉄道事業法第2条第2項による第一種鉄道事業又は第4項による第三種鉄道事業に係る鉄道を経営する者が運転保安上若しくは施設の維持管理上、当該点検と工事を実施する必要があることを国道と交差する鉄道施設の管理者と協定を締結し、鉄道施設の点検及び補修工事	①イ(イ)	
九州新幹線(新八代・新水俣間)新津奈木地震計影響調査 熊本県葦北郡津奈木岩城地先 2012/8/23～ 2013/1/31 役務の提供	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 堂蘭俊多 熊本県八代市萩原町1-708-2	平成24年8月23日	九州旅客鉄道(株) 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	—	20,443,000	—	—	九州新幹線(新八代・新津奈木間)新津奈木地震計付近を工事施工するにあたって、当該地震計への影響調査が必要不可欠であるが、地震計の波長解析の専門性及び機器の仕様が非公開であることからJR九州以外が解析調査をすることができないため。	①ニ(ハ)	
志布志港外港地区野積場2, 879㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 志布志港湾事務所長 花田孝美 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	平成24年8月24日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	639,140	639,140	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
沖洲(外)地区作業用地借入(その5)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 藤野正宏 徳島県小松島市 小松島町字新港9-14	平成24年8月28日	徳島県知事 徳島県徳島市 万代町1-1	会計法第29条の3第4項	1,254,460	1,254,460	100.0%	—	徳島小松島港整備事業に使用するケーソン製作用地として借入れを行うものであるが、要件(所在地、広さなど)を満たす用地が他にないため	①ロ	
成田国際空港管制塔耐震改修工事設計関連業務	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口稔一 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成24年8月28日	(株)梓設計 東京都品川区 東品川2-1-11	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,712,419	1,680,000	98.1%	—	本業務は、設計者が設計意図を工事請負者等に正確に伝える業務であり、当該施設の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る実施設計を行った左記業者のみが当該情報(設計意図)を提供することが可能	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度ヘリコプター運航業務(きんき号)	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1名 古屋合同庁舎第2号館	平成24年8月30日	中日本航空株式会社大阪支店 大阪府八尾市 空港2丁目12番地	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,352,778	1,352,778	100.0%	—	本業務は、中部地方整備局が維持管理する災害対策用ヘリコプター「まんなか号」が、点検・修理等により運航不能時や、災害対策及び所掌施設等の管理・調査等の状況により複数のヘリコプターの運航が必要な場合において、その代替・補填機能として、近畿地方整備局が維持管理する災害対策用ヘリコプター「きんき号」の運航を可能とする体制を確立するものである。本業務を実施するには、航空機運航業務に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、突発的に発生する災害に対して迅速且つ確実な運航体制を確立することが必要となる。中日本航空株式会社大阪支店は近畿地方整備局と「平成24年度 航空機運航・維持管理業務(以下「運航・維持管理業務」という)」を契約締結	①口	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度ヘリコプター運航業務(あおぞら号)	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1名古屋合同庁舎第2号館	平成24年8月30日	朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場4丁目7番41号	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,057,424	2,056,321	99.9%	—	本業務は、中部地方整備局が維持管理する災害対策用ヘリコプター「まんなか号」が、点検・修理等により運航不能時や、災害対策及び所掌施設等の管理・調査等の状況により複数のヘリコプターの運航が必要な場合において、その代替・補填機能として、関東地方整備局が維持管理する災害対策用ヘリコプター「あおぞら号」の運航を可能とする体制を確立するものである。本業務を実施するには、航空機運航業務に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、突発的に発生する災害に対して迅速且つ確実な運航体制を確立することが必要となる。朝日航洋株式会社は関東地方整備局と「平成24年度 航空機運航・維持管理業務(以下「運航・維持管理業務」という)」を契約締結してお	①口	単価契約

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度ヘリコプター運航業務(ほくりく号)	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1名古屋合同庁舎第2号館	平成24年8月30日	中日本航空株式会社新潟支店 新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,325,285	1,325,285	100.0%	—	本業務は、中部地方整備局が維持管理する災害対策用ヘリコプター「まんなか号」が、点検・修理等により運航不能時や、災害対策及び所掌施設等の管理・調査等の状況により複数のヘリコプターの運航が必要な場合において、その代替・補填機能として、北陸地方整備局が維持管理する災害対策用ヘリコプター「ほくりく号」の運航を可能とする体制を確立するものである。本業務を実施するには、航空機運航業務に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、突発的に発生する災害に対して迅速且つ確実な運航体制を確立することが必要となる。中日本航空株式会社新潟支店は北陸地方整備局と「平成24年度 航空機運航・維持管理業務(以下「運航・維持管理業務」という)」を契約締結	①ロ	単価契約
2号観音電共連系管路(空港通り)工事(通信)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島国道事務所長 三橋勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	平成24年8月30日	エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社 広島県広島市南区宇品神田3-12-11	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	9,654,363	—	—	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく連係管路工事で、既設設備及び近傍箇所における保安上電線管理者が工事を実施する必要があることを確認して工事を委託するもので	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	北海道知事 札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	1,039,000	1,039,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	青森県知事 青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	367,000	367,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	岩手県知事 盛岡市内丸10-1	会計法第29条の3第4項	557,000	557,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	宮城県知事 仙台市青葉区本町3-8-1	会計法第29条の3第4項	634,000	634,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、「国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計」に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	秋田県知事 秋田市山王4-1-1	会計法第29条の3第4項	390,000	390,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、「国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計」に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	山形県知事 山形市松波2-8-1	会計法第29条の3第4項	408,000	408,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、「国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計」に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	375,000	375,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	茨城県知事 水戸市笠原町978-6	会計法第29条の3第4項	419,000	419,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	栃木県知事 宇都宮市塙田1-1-20	会計法第29条の3第4項	289,000	289,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	群馬県知事 前橋市大手町1-1-1	会計法第29条の3第4項	320,000	320,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	埼玉県知事 さいたま市浦和区高砂3-15-1	会計法第29条の3第4項	495,000	495,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	537,000	537,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	東京都知事 東京都新宿区 西新宿2-8-1	会計法第29条の3第4項	1,151,000	1,151,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	神奈川県知事 横浜市中区日 本大通1	会計法第29条の3第4項	628,000	628,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	新潟県知事 新潟市中央区 新光町4-1	会計法第29条の3第4項	588,000	588,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	富山県知事 富山市新総曲輪1-7	会計法第29条の3第4項	322,000	322,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	石川県知事 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	348,000	348,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	福井県知事 福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	319,000	319,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	山梨県知事 甲府市丸の内1-6-1	会計法第29条の3第4項	293,000	293,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	長野県知事 長野市大字南 長野字幅下692-2	会計法第29条の3第4項	536,000	536,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	岐阜県知事 岐阜市藪田南2-1-1	会計法第29条の3第4項	466,000	466,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	静岡県知事 静岡市葵区追手町9-6	会計法第29条の3第4項	325,000	325,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	1,242,000	1,242,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	三重県知事 津市広明町13	会計法第29条の3第4項	500,000	500,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	滋賀県知事 大津市京町4-1-1	会計法第29条の3第4項	292,000	292,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	京都府知事 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	会計法第29条の3第4項	540,000	540,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	大阪府知事 大阪市中央区大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項	1,096,000	1,096,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	兵庫県知事 神戸市中央区 下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	822,000	822,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	奈良県知事 奈良市登大路町30	会計法第29条の3第4項	321,000	321,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	和歌山県知事 和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	374,000	374,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	鳥取県知事 鳥取市東町1-220	会計法第29条の3第4項	312,000	312,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	島根県知事 松江市殿町1	会計法第29条の3第4項	62,000	62,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	岡山県知事 岡山市北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項	72,000	72,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	広島県知事 広島市中区基町10-52	会計法第29条の3第4項	469,000	469,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	山口県知事 山口市滝町1-1	会計法第29条の3第4項	299,000	299,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	徳島県知事 徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	336,000	336,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	香川県知事 高松市番町4-1-10	会計法第29条の3第4項	291,000	291,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	愛媛県知事 松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	380,000	380,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	高知県知事 高知市丸ノ内1-2-20	会計法第29条の3第4項	136,000	136,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	福岡県知事 福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項	951,000	951,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	佐賀県知事 佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項	224,000	224,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	長崎県知事 長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	381,000	381,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	熊本県知事 熊本市中央区 水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項	481,000	481,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	大分県知事 大分市大手町 3-1-1	会計法第29条の3第4項	396,000	396,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	宮崎県知事 宮崎市橘通東 2-10-1	会計法第29条の3第4項	71,000	71,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	鹿児島県知事 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	387,000	387,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
平成25年土地基本調査に係る名簿収集及び標本名簿整備委託業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木基 千代田区霞が関2-1-3	平成24年8月31日	沖縄県知事 那覇市泉崎1-2-2	会計法第29条の3第4項	314,000	314,000	100.0%	—	統計法施行令第4条により、都道府県知事が事務を行うこととされているもののうち、『国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計』に関する事務	①イ(イ)	
浄化槽法定検査	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局酒田河川国道事務所長 北村章 山形県酒田市上安町一丁目2番地の1	平成24年8月31日	社団法人山形県水質保全協会 山形県東根市大字野田695番地の8	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	61,000	—	—	飽海出張所ほか10箇所において、浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査を行うものである。同法により浄化槽管理者は年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。山形県庄内地区において唯一の指定検査機関である当該契約相手方と契約するもの	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
一般国道483号北近畿豊岡自動車道八鹿豊岡南道路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成24年8月31日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	54,088,837	—	—	兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のこのことから、上記相手方と委託契約を	①イ(二)	
堺泉北港堺2区作業用地賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 鈴木徹 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番1-1500	平成24年8月31日	(株)新日鉄都市開発関西支店 大阪府大阪市北区中之島3丁目2番4号	会計法第29条の3第4項	—	1,892,130	—	—	堺2区整備事業において、ヤードを確保するために借入するものである。施工場所の近辺で施工条件を満たす場所が当該場所に限られるため。	①ロ	
道央用水(三期)外1地区長沼地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 西村泰弘 北海道札幌市中央区北2条西19丁目	平成24年8月31日	ながぬま土地改良区 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	7,943,244	7,943,244	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、必要な個人情報等を保有し、水利施設の利用状況等に精通している当該土地改良区に委託することが妥当であると判断したため。	①イ(二)	
土地5, 950㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎県宮崎市港1-16	平成24年9月1日	宮崎県宮崎県宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,278,952	1,278,952	100.0%	—	当該場所で行わなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
一般国道54号松江市宍道町佐々布地内外における跨線橋補修工事に伴う山陰本線宍道・莊原間宍道跨線橋外1修繕工事	分任出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 所長 清水純 島根県松江市西津田2-6-28	平成24年9月3日	西日本旅客鉄道株式会社米子支社 鳥取県米子市弥生町2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	40,299,000	—	—	鉄道事業法第2条第2項による第一種鉄道事業又は第4項による第三種鉄道事業に係る鉄道を経営する者が運転保安上若しくは施設の維持管理上、当該点検と工事を実施する必要があることを国道と交差する鉄道施設の管理者と協定を締結し、鉄道施設の点検を委託するも	①イ(イ)	
九州北部豪雨排水ポンプ車他操作一式	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所 所長 秋山良壮 広島県広島市安芸区船越南2-8-1	平成24年9月3日	株式会社伏光組 広島県広島市南区出島1-33-61	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,436,000	2,257,500	92.7%	—	本件は、災害対策本部からの出動要請により、九州地方整備局管内へ出動させる排水ポンプ車及び照明車の操作をするものである。本件は突発的に発生した緊急災害対応であり、契約手続きにおいては、緊急の必要により競争に付することができない。災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結する「災害対策用機械に関する協定」に基づき当該受注	①イ(イ)	
津別地区農家経済状況調査等委託業務	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 板倉純 北海道網走市新町2丁目6番1号	平成24年9月3日	津別町農業協同組合 北海道網走郡津別町字大通り33番地	会計法第29条の3第4項	1,487,850	1,487,850	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、必要な個人情報等を保有し、当該地域の営農経営状況等を詳細かつ正確に把握している当該農業協同組合に委託することが	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
津別地区土地所有状況調査等委託業務	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 板倉純 北海道網走市新町2丁目6番1号	平成24年9月3日	津別町 北海道網走郡 津別町字幸町 41番地	会計法第29条の3第4項	2,467,000	2,467,000	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、受益予定者の受益地積、換地計画等について調査を行う必要があり、これらの情報を保有し、地域の関係農家に精通している唯一の公的機関であることから、津別町に委託	①イ(ニ)	
雄武丘陵地区受益地現況調査等委託業務	支出負担行為担当官 網走開発建設部長 板倉純 北海道網走市新町2丁目6番1号	平成24年9月3日	雄武町 北海道紋別郡 雄武町字雄武 700番地	会計法第29条の3第4項	1,777,000	1,777,000	100.0%	—	当該業務の履行にあたっては、農地等の所有状況や町有地の利用計画、換地計画等について調査を行う必要があり、これらは不開示情報(農地基本台帳、固定資産台帳)に基づき行う調査であることから、これらの情報を保有している唯一の公的機関である雄武町に委託する	①イ(ニ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1名古屋合同庁舎第2号館	平成24年9月5日	(一財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13ヒューリック平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	27,888,000	26,565,000	95.3%	2	本業務は、中部地方整備局管内における各種道路管理上必要不可欠であるデジタル道路地図データベースを、新規供用路線や道路改良等が実施される箇所について、平成23年度版を基に、平成24年度版として年次更新するものである。デジタル道路地図データベースは、昭和63年に官民が共通で利用する「統一仕様に基づくデジタル道路地図」を整備・更新するために設立された(一財)デジタル道路地図協会自らが仕様を検討のうえ、整備・更新がなされてきたところである。1本業務の遂行にあたっては、最新のデジタル道路地図データベースとの整合性を図り、全国統一の精度・品質管理を確保するためには、デジタル道路地図データベース仕様に基づく更新が必要であるが、こ	①ニ(へ)	
志布志港外港地区野積場1,792㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 花田孝美 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	平成24年9月5日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	397,830	397,830	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
成田国際空港第一旅客ターミナルビル(南ウイング)官庁部分改修設計委託	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成24年9月5日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	42,000,000	42,000,000	100.0%	—	成田国際空港第一旅客ターミナルビル改修に伴う官庁部分の設計を委託するものであり、空港法第4条第3項により成田国際空港を設置及び管理する者として左記業者が指定されている	①イ(イ)	(限度額)
災害対策用機械統合管理システム車載装置購入	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局青森河川国道事務所長 盛谷明弘 青森県青森市中央三丁目20番38号	平成24年9月6日	株式会社デンソーセールス 東北支社 仙台市宮城野区苦竹2-6-1	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	516,600	—	—	本件は災害対策用機械統合管理システム車載装置を購入し、当事務所所有の排水ポンプ車に取り付けするものである。 本システムは衛星通信によって基地局と各災害対策用機械に搭載している車載装置間で位置情報、通信文の送受信を行うものであるが、本システムの端末である車載装置の取り付けにあたっては、データの登録、基地局との通信調整が必要となるため、本システムの販売、保守等を等を行っている契	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
松江都市圏ノーマイカーウィーク周知広報	分任出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所 長 清水純 島根県松江市西津田2-6-28	平成24年9月6日	株式会社山陰中央新報社 島根県松江市殿町383	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,864,925	2,864,925	100.0%	—	行政目的を達成するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの。本広報は、松江都市圏の渋滞緩和等を目的として実施される「松江市ノーマイカーウィーク」の計画や実施内容等を多くの道路利用者に周知してその趣旨を理解していただくために新聞掲載を行うものであるが、当該業者は広告掲出地域(島根県内)の新聞発行部数が最も多く、かつ、全域をカバーする唯一の新聞	①二(ハ)	
平成24年度一般国道9号江津跨線橋外2修繕工事	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 長 高橋広幸 島根県浜田市相生町3973	平成24年9月7日	西日本旅客鉄道株式会社米子支社 鳥取県米子市弥生町2	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	34,920,000	—	—	鉄道事業法第2条第2項による第一種鉄道事業又は第4項による第三種鉄道事業に係る鉄道を経営する者が運転保安上若しくは施設の維持管理上、当該工事を実施する必要があることを国道と交差する鉄道施設の管理者と協定を締結し、鉄道施設の補修工事を委託するも	①イ(イ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
中央合同庁舎第3号館PCB廃棄物処理業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成24年9月10日	日本環境安全事業株式会社 東京都港区芝1-7-17	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項 政府調達に関する協定第15条1(b)	53,806,000	53,806,000	100.0%	—	本業務は、中央合同庁舎第3号館で保管・管理している高濃度のPCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有した高圧トランスや高圧コンデンサ等の電気機器を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、「PCB特別措置法」という。)」に基づき処理を行うものである。当該処理に当たっては、「PCB特別措置法」で示す、都道府県等が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「PCB処理計画」という。)」に基づき行う必要がある。東京都が定めている「東京都PCB処理計画」の第1章第5項においては、高濃度PCB廃棄物の処分先として日本環境安全事業株式会社のみを規定している。よって、法令等の規定により当該業者は、本業務の唯一の契約相手となることとなる。	①イ(二)	
土地3,641㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎県宮崎市港1-16	平成24年9月10日	宮崎県宮崎県宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,006,987	1,006,987	100.0%	—	当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
不動産(土地)購入	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 榎野龍二 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年9月11日	個人 (個人情報保護法により非開示)	会計法第29条の3第4項	2,050,000,000	2,050,000,000	100.0%	—	個人所有になっていた島嶼部を国有化するものであり、供給者が一に特定されるため。	①イ(ハ)	
海上保安学校学生採用試験試験会場借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 三木基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	平成24年9月11日	学校法人駒澤大学 東京都世田谷区駒沢1丁目23番1号	会計法第29条の3第4項	851,000	851,000	100.0%	—	駒沢大学との海上保安学校学生採用試験試験会場借上の契約においては、受験予定者数確定後直ちに東京23区内の公共交通機関の駅等の周辺に立地する大学等を調査したが、先約、試験環境不適合等により実施可能なのは当該大学のみで場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるた	①ロ	
旬刊デジタル物価版(石油製品編)購入	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成24年9月12日	一般財団法人 経済調査会 東京都中央区 銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号	—	10,200	—	—	当該契約相手方以外には、販売を行っている者がいないため。	①ニ(ニ)	
事務所本館他耐震改修実施設計その2業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 瀬本浩史 大阪市城東区今福西2-12-35	平成24年9月14日	(株)上坂設計 大阪市北区太融寺町3-24	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,016,000	1,950,000	96.7%	—	庁舎耐震化工事において、設計者が設計図書のみでは表現しつけない事項について、工事施工段階において請負業者、監督職員、工事監理受託者に設計意図を正確に伝えるための業務であり、設計者以外の履行が困難なた	①ニ(ヘ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
事務所本館他耐震改修実施設計その2業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪国道事務所 所長 瀬本浩史 大阪府大阪市城東区今福西二丁目12-35	平成24年9月14日	(株)上坂設計 大阪府大阪市北区太融寺町3-24	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,016,000	1,995,000	99.0%	—	本業務は、本年度発注された大阪国道事務所庁舎耐震化改修工事に係る設計業務において建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整と、とりまとめを行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計者が設計図書のみでは表現し尽くせないものについて、工事施工段階において工事請負業者、監督職員、工事監理受託者に正確に伝えるものであることから、設計者がこれを行う必要があることから、当該設計	①二(へ)	
志布志港新若浜地区野積場6, 264㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 志布志港湾事務所 所長 花田孝美 鹿児島県志布志市志布志町帖6617-182	平成24年9月18日	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,390,610	1,390,610	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	
技術審査支援システム改良業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 戸田和彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成24年9月20日	株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	7,927,080	7,917,000	99.9%	—	当該業者がシステムの著作権者人格権を有しており、唯一の相手方であるため。	①二(へ)	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点」合同訓練実施業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 田邊俊郎 神戸市中央区海岸通29	平成24年9月21日	東洋建設株式会社 大阪市中央区高麗橋4-1-1	会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号	35,145,600	34,965,000	99.5%	—	災害対策基本法に基づく防災業務計画の一環として締結した「国土交通省近畿地方整備局港湾空港部管轄区域における災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき、当該者に災害時の対応及び防災訓練の実施を義務づけてい	①イ(イ)	
平成23年度特別会計歳入歳出決算書等の購入	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 中田徹 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成24年9月24日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	72,759	72,759	100.0%	—	決算書等の製造は実施可能な者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	①ハ	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長 岸弘之 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成24年9月25日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市江南区茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	4,337,105	4,337,105	100.0%	—	本契約は、当所にて施工している新潟港(東港地区)西防波堤改良工事に使用するブロックの製作・仮置用地を借上するものである。当該工事箇所に隣接する土地の土地所有者は新潟冷蔵(株)であり、他に適切な場所も無く、本契約を履行できる唯一の者である。	①ロ	
宿舍借上げ (ヴィラ・ルミエール303号ほか6件)	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 木田祐二 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成24年9月25日	株式会社リース山口 山口県萩市椿東玉太郎1046-13	会計法第29条の3第4項	2,115,000	2,115,000	100.0%	—	使用目的、立地条件等により競争をゆるさないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成24年度由良川下流部緊急水防災対策事業に係る大川遺跡の発掘調査	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 福岡彰三 京都府福知山市 字堀小字今岡 2459-17	平成24年9月27日	公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市 寺戸町南垣内 40-3	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	—	20,489,700	—	—	文化財保護法に基づく京都府教育委員会との協議により、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが発掘調査を行うこととなったため	①イ(ニ)	
平成23年度一般会計歳入歳出決算書外の購入	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 藤井健 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成24年9月28日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	2,701,343	2,701,343	100.0%	—	平成23年度一般会計歳入歳出決算書外の購入については、「財政法第40条」により通常国会において国会に提出するのを常例としている。当該物品を国会提出前に発行しているのは(独)国立印刷局が唯一の機関であり、また当省においても国会提出前に決算業務等において必要で	①ハ	
国土交通大学校中央監視装置一式修繕	支出負担行為担当 国土交通大学校長 小林利之 東京都小平市喜平町2-2-1	平成24年9月28日	ジョンソンコントロールズ株式会社 東京都渋谷区 笹塚1-50-1 笹塚NAビル	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	1,939,024	1,771,140	91.3%	—	当校で使用している中央監視装置は当校用にプログラムを開発、製造したものであり、著作権及び著作者人格権の同一性保持権を有するとともに行使している	①ニ(ハ)	
土地11,700㎡賃貸借2	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所長 梅崎康浩 大分県別府市石垣東10-3-15	平成24年9月28日	大分県 大分県大分市 大手町3-1-1	会計法第29条の3第4項	4,886,370	4,886,370	100.0%	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地25,076.0㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎県宮崎市港1-16	平成24年9月28日	旭化成(株)延岡支社 宮崎県延岡市旭町2-1-3	会計法第29条の3第4項	4,510,000	3,820,000	84.7%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	
最適な航空ネットワークの形成に向けた航空動向把握のためのシステム利用	支出負担行為担当官 航空局長 田村明比古 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成24年9月29日	SabreInk USA 3150SabreDrive, Southlake, Texas 76092	会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	4,050,000	3,645,000	90.0%	—	国際航空旅客輸送の動向を把握するため必要不可欠な特定の情報を唯一提供可能な業者から受けるもののため。	①二(へ)	

〔記載要領〕

1. 本表は平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
2. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
3. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、「平成24年度国土交通省調達改善計画」に基づく調達改善の推進について(平成24年4月2日付事務連絡)による「再検討の結果、随意契約によらざるを得ない事由」